

改正後	現 行
<p>別添5 地域の生産体制強化事業</p> <p>第1 事業実施主体 この事業の事業実施主体は、<u>令和6年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和6年1月15日付け5農畜機第6521号）</u>により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1及び2の事業に係る公募団体（以下「公募団体E」という。）、第2の3の（1）の事業に係る公募団体（以下「公募団体F」という。）、第2の3の（2）の事業に係る公募団体（以下「公募団体G」という。）、第2の3の（3）の事業に係る公募団体（以下「公募団体H」という。）とする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 事業の要件 1 [略] 2（1）～（5） [略] （6）乳用後継牛の補助要件 以下のいずれかを満たす牛であること。ただし、令和4年度までの本事業において既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛については</p>	<p>別添5 地域の生産体制強化事業</p> <p>第1 事業実施主体 この事業の事業実施主体は、<u>令和5年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和5年1月13日付け4農畜機第5510号）</u>により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1及び2の事業に係る公募団体（以下「公募団体E」という。）、第2の3の（1）の事業に係る公募団体（以下「公募団体F」という。）、第2の3の（2）の事業に係る公募団体（以下「公募団体G」という。）、第2の3の（3）の事業に係る公募団体（以下「公募団体H」という。）とする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 事業の要件 1 [略] 2（1）～（5） [略] （6）乳用後継牛の補助要件 以下のいずれかを満たす牛であること。ただし、令和4年度までの本事業において既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛については</p>

改正後	現 行
<p><u>この限りでない。</u></p> <p>ア 事業に参加する酪農経営体の農場又は預託農家での種付けにより生産された<u>乳用後継牛</u></p> <p>イ 預託開始年度から返還までの間に新たに牛群検定を開始した酪農経営体からの<u>乳用後継牛</u></p> <p>ウ 後代検定娘牛の生産に協力している酪農経営体からの<u>乳用後継牛</u></p> <p>エ 国内でゲノミック評価が行われた<u>乳用後継牛</u></p> <p>オ 事業に参加する酪農経営体<u>が所属する農業協同組合</u>の牛群検定参加率<u>（当該農業協同組合における本事業に参加する酪農経営体のうち牛群検定参加者数を当該農業協同組合における本事業に参加する酪農経営体数で除した率をいう。以下、「農協牛群検定参加率」という。）</u>が全都道府県の平均参加率を超えている酪農経営体からの<u>乳用後継牛</u></p> <p>カ 前年度の<u>農協</u>牛群検定参加率が、<u>前々年度の農協</u>牛群検定参加率より上昇した酪農経営体からの<u>乳用後継牛</u></p> <p>3・4〔略〕</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1～4〔略〕</p> <p>5 事業の実施期間</p>	<p><u>この限りではない。</u></p> <p>ア 事業に参加する酪農経営体の農場又は預託農家での種付けにより生産された<u>牛</u></p> <p>イ <u>牛の</u>預託開始年度から返還までの間に新たに牛群検定を開始した酪農経営体からの<u>預託牛</u></p> <p>ウ 後代検定娘牛の生産に協力している酪農経営体からの<u>預託牛</u></p> <p>エ 国内でゲノミック評価が行われた<u>牛</u></p> <p>オ 事業に参加する酪農経営体の牛群検定参加率が全都道府県の平均参加率を超えている<u>農業協同組合に所属する酪農経営体からの預託牛</u></p> <p>カ <u>事業に参加する酪農経営体の</u>前年度の牛群検定参加率が前々年度の牛群検定参加率より上昇した<u>農業協同組合に所属する酪農経営体からの預託牛</u></p> <p>3・4〔略〕</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1～4〔略〕</p> <p>5 事業の実施期間</p>

改正後	現 行
<p>この事業の実施期間は、<u>令和6年度</u>とする。</p> <p>第5 事業の推進指導 1～5〔略〕</p> <p><u>6 第2の1及び2の事業に参加する生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、事業申請時に「環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」の当該チェックシートを公募団体Eに提出するものとする。</u></p> <p><u>7 公募団体Eは、全ての生産者集団等から提出された6のチェックシートを収集し、その一覧を機構へ提出するものとする。</u></p> <p><u>8 公募団体F及び公募団体Gは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の3の事業に参加しようとする酪農家へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。</u> 〔削る。〕</p>	<p>この事業の実施期間は、<u>令和5年度</u>とする。</p> <p>第5 事業の推進指導 1～5〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>6 公募団体F及び公募団体Gは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の3の事業に参加しようとする酪農家へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。</u></p> <p><u>7 公募団体Fは、第2の3の（1）の事業の実施に当たっては、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解</u></p>

改正後	現 行
<p>[削る。]</p> <p><u>9 第2の3の(1)の事業に参加する酪農経営体及び預託農家は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート(畜産)」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、事業申請時に「みどりのチェックシート(畜産)」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェック</u></p>	<p><u>説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、原則として、事業実施期間中に1回以上、乳用後継牛預託推進協議会から、第2の3の(1)の事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家にチェックシートの作成を指導させること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>8 公募団体Gは、第2の3の(2)の事業の実施に当たっては、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、原則として、事業実施期間中に1回以上、第2の3の(2)の事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

改正後	現 行
<p><u>シートを乳用後継牛預託推進協議会に提出するものとする。</u></p>	
<p><u>1 0 乳用後継牛預託推進協議会は、全ての酪農経営体及び預託農家から提出された当該チェックシートを収集し、当該酪農経営体及び預託農家が各取組を実施する旨を酪農経営体及び預託農家の一覧に記載して、当該一覧を公募団体Fに提出するものとする。</u></p>	〔新設〕
<p><u>1 1 乳用後継牛預託推進協議会は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、第4の2の（1）の乳用後継牛預託推進計画時に「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを公募団体Fに提出するものとする。</u></p>	〔新設〕
<p><u>1 2 公募団体Fは、全ての乳用後継牛預託推進協議会から提出された1 0のチェックシートの一覧及び1 1のチェックシートを収集し、その一覧を機構に提出するものとする。</u></p>	〔新設〕
<p><u>1 3 第2の3の（2）の事業に参加する預託農家は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」に基づき、事業申請</u></p>	〔新設〕

改正後	現 行
<p><u>時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Gに提出するものとする。</u></p> <p><u>1 4 公募団体Gは、全ての預託農家から提出された当該チェックシートを収集し、当該預託農家が各取組を実施する旨を預託農家の一覧に記載して、当該一覧を機構に提出するものとする。</u></p> <p><u>1 5 公募団体E及び公募団体G並びに公募団体Hは、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、第7の1の交付申請時に「環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを機構に提出するものとする。</u></p> <p><u>1 6 公募団体F及び公募団体Gは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月1</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>9</u> 公募団体F及び公募団体Gは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする酪農経営体及び預託農家が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p> <p>(1) <u>令和5年度</u>に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月1</p>

改正後	現 行
<p>3日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この<u>16</u>において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) <u>令和5年度</u>及び<u>令和6年度</u>のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) <u>令和5年度</u>に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、<u>令和6年度</u>に契約を締結していない者であること。</p> <p>第6～第10〔略〕</p> <p>第11 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管</p> <p>公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過していない場合においては、<u>事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過した後も</u>財産管理台帳その他関</p>	<p>3日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この<u>項</u>において「契約」という。)の締結をしている者であること。</p> <p>(2) <u>令和4年度</u>及び<u>令和5年度</u>のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) <u>令和4年度</u>に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、<u>令和5年度</u>に契約を締結していない者であること。</p> <p>第6～第10〔略〕</p> <p>第11 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管</p> <p>公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>係書類を整備保管するものとする。</p> <p>2 電磁的記録による整備保管</p> <p><u>1</u>に基づき作成、整備及び<u>保管をすべき</u>帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第12 電子情報処理組織による申請等</p> <p>1 公募団体は、第4の1の規定による実施要領の承認申請、第7の1の規定による交付申請、第7の2の規定による変更承認申請、第7の3の規定による概算払請求、第7の4の規定による実績報告、第8の規定による運営状況報告及び第10の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、<u>この要綱</u>に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、<u>この要綱</u>の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスに</p>	<p>2 電磁的記録による整備保管</p> <p><u>前項</u>に基づき作成、整備及び<u>保管すべき</u>帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第12 電子情報処理組織による申請等</p> <p>1 公募団体は、第4の1の規定による実施要領の承認申請、第7の1の規定による交付申請、第7の2の規定による変更承認申請、第7の3の規定による概算払請求、第7の4の規定による実績報告、第8の規定による運営状況報告及び第10の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、<u>本実施要綱</u>に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、<u>本実施要綱</u>の様式の定めにかかわらず、共通申請サービス</p>

改正後	現 行
<p>より提供する様式によるものとする。</p> <p>3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示 <u>又は</u> 命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表1・2 [略]</p> <p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>様式1-1 (公募団体Eが実施する事業)</p> <p>1~4 [略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 環境負荷低減のチェックシート (生産者集団等) の一覧</u></p> <p><u>(4) 環境負荷低減のチェックシート (公募団体E)</u></p> <p>(注) [略]</p> <p>様式1-1の別紙 [略]</p>	<p>により提供する様式によるものとする。</p> <p>3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示 <u>及び</u> 命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表1・2 [略]</p> <p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>様式1-1 (公募団体Eが実施する事業)</p> <p>1~4 [略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(注) [略]</p> <p>様式1-1の別紙 [略]</p>

改正後	現 行
<p>様式 1 - 2 (公募団体 F が実施する事業)</p> <p>1 ~ 4 [略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) みどりのチェックシートを実施する酪農経営体及び預託農家の一覧</u></p> <p><u>(4) 環境負荷低減のチェックシート (乳用後継牛預託推進協議会) の一覧</u></p> <p><u>(5) 環境負荷低減のチェックシート (公募団体 F)</u></p> <p>(注) [略]</p> <p>様式 1 - 2 の別紙 1 [略]</p> <p>様式 1 - 2 の別紙 2</p> <p>酪農経営支援総合対策事業 (地域の生産体制強化事業) 乳用後継牛預託推進計画</p> <p>[中略]</p> <p>1 ~ 4 [略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p><u>(5) みどりのチェックシートを実施する酪農経営体及び預託農家の一覧</u></p>	<p>様式 1 - 2 (公募団体 F が実施する事業)</p> <p>1 ~ 4 [略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(注) [略]</p> <p>様式 1 - 2 の別紙 1 [略]</p> <p>様式 1 - 2 の別紙 2</p> <p>酪農経営支援総合対策事業 (地域の生産体制強化事業) 乳用後継牛預託推進計画</p> <p>[中略]</p> <p>1 ~ 4 [略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>[新設]</p>

改正後	現 行
<p><u>託農家の一覧</u> <u>(6) 環境負荷低減のチェックシート (乳用後継牛預託推進協 議会)</u> (注) 〔略〕</p> <p>様式 1 - 3 (公募団体 G が実施する事業) 1 ~ 4 〔略〕 <u>5 添付書類</u> <u>(1) 定款</u> <u>(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書</u> <u>(3) みどりのチェックシートを実施する預託農家の一覧</u> <u>(4) 環境負荷低減のチェックシート (公募団体 G)</u> <u>(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲 覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載する ことにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>様式 1 - 3 の別紙 〔略〕</p> <p>様式 1 - 4 (公募団体 H が実施する事業) 1 ~ 4 〔略〕 5 添付書類 (1) ・ (2) 〔略〕 <u>(3) 環境負荷低減のチェックシート (公募団体 H)</u></p>	<p>(注) 〔略〕</p> <p>様式 1 - 3 (公募団体 G が実施する事業) 1 ~ 4 〔略〕 〔新設〕</p> <p>様式 1 - 3 の別紙 〔略〕</p> <p>様式 1 - 4 (公募団体 H が実施する事業) 1 ~ 4 〔略〕 5 添付書類 (1) ・ (2) 〔略〕 〔新設〕</p>

改正後	現 行
<p>(注) 〔略〕</p> <p>様式 1 - 4 の別紙 〔略〕</p> <p>別紙様式第 2 号～第 5 号 〔略〕</p> <p>別紙様式第 6 号</p> <p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）運営状況報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>記</p> <p>1 事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：広域的な乳用牛預託推進対策うち<u>預託牛輸送のモーダルシフト実証試験</u>）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別紙様式第 7 号</p>	<p>(注) 〔略〕</p> <p>様式 1 - 4 の別紙 〔略〕</p> <p>別紙様式第 2 号～第 5 号 〔略〕</p> <p>別紙様式第 6 号</p> <p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）運営状況報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>記</p> <p>1 事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：広域的な乳用牛預託推進対策うち<u>預託育成体制の整備</u>）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別紙様式第 7 号</p>

改正後	現 行
<p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書</p> <p style="text-align: center;">〔中略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 補助金返還相当額（3－2） 金 円</p> <p>（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、<u>全</u> <u>て</u>の構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること） ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 <p>5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らか</p>	<p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書</p> <p style="text-align: center;">〔中略〕</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 補助金返還相当額（3－2） 金 円</p> <p>（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、<u>す</u> <u>べて</u>の構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること） ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 <p>5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らか</p>

改正後	現 行
<p>にならない場合、<u>その状況</u></p> <p>(注) 〔略〕</p> <p>6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、<u>その理由</u></p> <p>(注) 〔略〕</p>	<p>ならない場合、<u>その状況を記載</u></p> <p>(注) 〔略〕</p> <p>6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、<u>その理由を記載</u></p> <p>(注) 〔略〕</p>